

がいこくじん 外国人のみなさまへ、マイナンバー^しについてののお知らせです

2016年1月^{ねん がつ}から、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}、税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}でマイナンバー^{りよう}の利用^{りよう}が

はじ
始まりました

1. マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}や税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}で使^{つか}われます。マイナンバー制度^{せいど}は、行政^{ぎょうせい}の透明^{とうめい}性を高^{たか}め、国民^{こくみん}にとつて便利^{べんり}で、公平^{こうへい}・公正^{こうせい}な社会^{しゃかい}を実現^{じつげん}するための社会^{しゃかい}基盤^{きばん}です。

住民票^{じゅうみんひょう}のある外国人^{がいこくじん}（中長期^{ちゅうちゅうきざいりゅうしゃ}在留者^{ざいりゅうしゃ}、特別^{とくべつえいじゅうしゃ}永住者^{えいじゅうしゃ}等^{とう}）にもマイナンバーは通知^{つうち}されます。

2. マイナンバーの通知^{つうち}

- ◆ 日本^{にほん}に住民票^{じゅうみんひょう}をお持ち^{もち}の方^{かた}の世帯^{せたい}に、住民票^{じゅうみんひょう}がある市区町村^{しやくちやうそん}から郵送^{ゆうそう}される通知^{つうち}カードに、マイナンバーが記載^{きざい}されています。
(通知^{つうち}カードに有効^{ゆうこう}期限^{きげん}はありません。捨^すてないで大切^{たいせつ}に保管^{ほかん}してください。)
- ◆ 今後^{こんご}日本^{にほん}に入国^{にゅうこく}し、中長期^{ちゅうちゅうきざいりゅう}在留^{ざいりゅう}される方^{かた}等^{とう}については、住民^{じゅうみん}登録^{とうろく}をした時^じ点^{てん}でマイナンバーが通知^{つうち}されます。

3. マイナンバーの利用場面^{りようばめん}

- ◆ 平成^{へいせい}28年^{ねん}以降^{いこう}分の確定^{かくてい}申告^{しんこく}など、税^{ぜい}の手続^{てつづき}で税務^{ぜいむ}署^{しょ}などにマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 税^{ぜい}や社会^{しゃかい}保険^{ほけん}の手続^{てつづき}で必要^{ひつよう}なため、勤務^{きんむ}先^{さき}にマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 税^{ぜい}の手続^{てつづき}で、証券^{しょうけん}会社^{がいしゃ}や保険^{ほけん}会社^{がいしゃ}などにマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 福祉^{ふくし}分野^{ぶんや}の給付^{きゅうふ}等^{とう}を受けるときや国民^{こくみん}健康^{けんこう}保険^{ほけん}、介護^{かいご}保険^{ほけん}などの手続^{てつづき}をするときに市町村^{しちやうそん}にマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 国外^{こくがい}に送金^{そうきん}するときや、国外^{こくがい}からお金^{かね}を受け取^うるときに、銀行^{ぎんこう}や郵便局^{ゆうびんきょく}へマイナンバーを提示^{ていじ}します。

※マイナンバーの手続^{てつづき}では、なりすましを防止^{ぼうし}するために、①番号^{ばんごう}が正^{ただ}しいかの確認^{かくにん}と、

②正^{ただ}しい番号^{ばんごう}の持ち主^もか確認^{かくにん}をします。

通知^{つうち}カードは番号^{ばんごう}の確認^{かくにん}しかできないので、別^{べつ}に在留^{ざいりゅう}カード、特別^{とくべつえいじゅうしゃ}永住者^{えいじゅうしゃ}証明書^{しょうめいしょ}などの身分^{みぶん}証明書^{しょうめいしょ}の提示^{ていじ}が必要^{ひつよう}になります。

4. 個人^{こじん}番号^{ばんごう}カード（マイナンバーカード）とは

- ◆ マイナンバーに^{かんけい}関係する^{てつづき}手続きで、^{ばんごう}番号と^{みもと}身元を1枚で^{まい}確認できるカードです。また、^{こうてき}公的な^{みぶん}身分証明書として使えます。
- ◆ 個人番号カードの^{しゅとく}取得には^{しんせい}申請が必要^{ひつよう}です。^{つうち}通知カードの^{はい}入った^{ふうとう}封筒に^{どうふう}同封されている^{こじんばんごう}個人番号カード^{こうふしんせいしよ}交付申請書に^{かおじゃしん}顔写真を^は貼って^{へんそう}返送する^{ほうほう}方法や、パソコンやスマートフォンで^{しんせい}オンライン申請する^{ほうほう}方法があります。^{しょかい}初回の^{はつこうすうりよう}発行手数料は^{むりよう}無料です。
- ◆ 個人番号カードを^{しんせい}申請すると、カードの^{こうふ}交付準備ができたことを^し知らせるハガキが届きます。^{とど}市区町村の^{まどぐち}窓口には、①届いたハガキ、②通知カード、③在留カードなどの^{ほんにんかくにんししよるい}本人確認書類を持って^う受け取りに^い行ってください。カード^{こうふじ}交付時に^{あんしよ}暗証番号の^{せってい}設定が必要^{ひつよう}です。
- ◆ 個人番号カードの^{ゆうこうきげん}有効期限は、20歳以上は10回目の^{さいいじょう}誕生日まで、20歳未満は5回目の^{さいみまん}誕生日までです。ただし、在留期間等により異なる場合がありますので、^{さいりゆうきかん}注意してください。
- ◆ ICチップが付いており、^{ぜい}税の^{でんししんせい}電子申請などが^{おこな}行える^{でんし}電子証明書も入ります。
- ◆ 個人番号カードは、^{しちようそん}市町村によっては^{としかんりよう}図書館利用や^{いんかんとうろくしよ}印鑑登録証などのサービスにも^{りよう}利用でき、コンビニで^{じゆうみんひよう}住民票の^{うつ}写しなどを^と取ることもできます。
- ◆ ICチップに^{きろく}記録されるのは、^{けんめん}券面に^{きさい}記載された^{しめい}氏名、^{じゆしよ}住所、マイナンバーなどに^{かぎ}限られます。^{しよとく}所得など^{せい}プライバシー性の^{たか}高い^{こじん}個人情報^{じよほう}は^{きろく}記録されません。
- ◆ 個人番号カードを取得しても、在留カード、特別永住者証明書等は引き続き持つ必要^{ひつよう}があります。

5. マイナンバーの取扱いに関する注意^{とりあつかかんちゆういてん}

- ◆ ^{つうち}通知カードや^{こじんばんごう}個人番号カードの^{きさい}記載事項(住所など)が^か変わった^{ばあい}場合、^{しち}市区町村に^{とど}届け出て^{ください}ください。
- ◆ ^{ほうりつ}法律に^{きてい}規定があるものを^{のぞ}除き、マイナンバーの^{りよう}利用・^{しゆうしゆ}収集は^{きんし}禁止されています。マイナンバーを^き聞かれたら、^{あいて}しっかりと^{りよう}相手と^{りよう}利用目的を^{かくにん}確認してください。
- ◆ 他人のマイナンバーを^{ふせい}不正に^{にゆうしゆ}入手することは^{しよばつ}処罰の^{たいしよ}対象になります。
- ◆ 不審な^{ふしん}電話などに^{てんわ}注意し、^{ちゆうい}むやみにマイナンバーを^{ていじ}提示しないでください。

6. マイナンバーに関するお問合せ^{かんといあわ}

- ◆ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応^{ごたいお}のフリーダイヤル
 0120-0178-26 **マイナンバー制度に関する^{せいど}こと**
 0120-0178-27 **通知カード、個人番号カードに関する^{かん}こと**
 平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分(年末年始^{ねんまつねんし}を除く)
 ※^{こじんばんごう}個人番号カードの^{ふんしつ}紛失・^{とうなん}盗難などによる^{いちじり}一時利用停止については、0120-0178-27

にて24時間^{じかん}365日^{にちうげつげ}受付

※日本語^{にほんご}のフリーダイヤルは、0120-95-0178です。

- ◆ マイナンバーに関する^{かん}情報^{じょうほう}はこちらから。外国語^{がいこくご}での^{じょうほうていきょう}情報^{おこな}提供^{おこな}も行っていきます。

※ 内閣官房^{ないかくかんぼう} HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※ J-LIS HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



ひとり ひとつ ばんごう
マイナンバーは一人^{ひとり}に一つの番号^{ばんごう}。
大切に^{たいせつ}してください！